

豊前市立学校通学区域審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊前市附属機関の設置に関する条例（昭和36年条例第18号）第3条の規定に基づき、豊前市立学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、豊前市立学校の通学区域の設定及び変更に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小学校・中学校の校長 2人
- (2) 小学校・中学校のPTA 4人
- (3) 社会教育関係団体 2人
- (4) 行政区長及び民生委員 4人
- (5) その他教育委員会が必要と認める者 2人

(任期)

第4条 前条第2項各号に掲げる者のうち、その職により委嘱された委員がその職を有しなくなったときは、委員の職を失う。

2 委員は、当該諮問に係る審議会の調査及び審議が終了したときは委嘱を解くものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会の担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月29日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。